

第2期滝川市子ども・子育て支援事業計画（案）〈概要版〉

・計画策定の趣旨

滝川市では、平成27（2015）年3月に「滝川市で子育てしたいと思われる環境づくり」を目指した滝川市子ども・子育て支援事業計画を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んでいますが、平成28（2016）年4月には子ども・子育て支援法が改正され、仕事・子育て両立支援事業の創設や待機児童解消等の取り組みの支援を行なう等の内容が追加されるなど、子ども・子育て施策に関するさまざまな法律等が施行・改正されています。（P.23「少子化対策に係る国の取り組み」参照）

さらに、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えることを目的とした、「幼児教育・保育の無償化」が令和元（2019）年10月から実施されることとなりました。幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、小さいお子さんを持つご家庭の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

このような中、これらの法に基づく、新たな制度の下で、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会」を目指すとともに、子どもの視点に立ち、子どもの発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

滝川市では、上記の動向及び、現行計画である「滝川市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望と内容を含めたニーズを把握した上で、市内における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保とその実施時期等を盛り込んだ「第2期滝川市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

・計画の期間

第2期滝川市子ども・子育て支援事業計画は、前計画を継承しながら、令和2年度から令和6年度までの5年間として策定することとし、年度毎に進捗状況を確認の上、必要に応じて適宜見直すこととします。

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
滝川市子ども・子育て支援事業計画					第2期滝川市子ども・子育て支援事業計画				
滝川市総合計画（H24～H33）							次期滝川市総合計画（R4～R13）		

・計画の策定体制

滝川市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、団体関係者、行政機関、公募市民など幅広い意見を反映させるため、「滝川市子ども・子育て会議」を設置、開催しました。

また、本市の子ども・子育て支援に関する様々な基礎的データを収集するために、平成31年1月に「滝川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を行い、本計画策定の参考資料としています。

・これまでの施策の振り返り・進捗状況

この計画の基本的な視点及び基本目標については、これまで進めてきた次世代育成支援行動計画、滝川市子ども・子育て支援事業計画の視点、目標を継承しますが、状況の変化に対応し、あらためて滝川市における子育て施策を見つめ直すことが必要であり、前計画に記載した関連事業の実施状況等を確認します。

年度	事業名	概要
20年度	障がい児保育の充実	全保育所で障がい児保育を実施
	放課後児童クラブ事業の充実	放課後児童クラブ本格運営スタート（2⇒6か所）
21年度	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受ける者と援助を行う者の相互援助
22年度	放課後子ども教室	4か所で地域の方々の参画を得て放課後活動を実施
	乳児家庭全戸訪問事業	子育て家庭の孤立化を防ぎ、サービスの情報提供
	病後児保育事業	集団保育が困難な期間に専用の保育室で保育を実施
23年度	保育所保育料見直し	保育料の10%引き下げを実施
	休日保育事業	年始時期（1/4、1/5）の保育を実施
24年度	放課後児童クラブ事業の充実	終了時間を延長（18：00まで⇒18：30まで）
	保育の充実	保育時間を延長（7：30～18：30⇒7：00～19：00）
	多胎児ファミサポ事業	多胎児を養育する親に対し、ファミサポ利用券交付
26年度	保育所の民間譲渡	指定管理を行っていた保育所事業のうち、一の坂保育所、江部乙保育所を譲渡、花月保育所は無償貸与
30年度	子育て世代包括支援センター事業	子育て応援課が保健センターへ移転し、健康づくり課とともに子育て世代包括支援センター事業を開始、たきかわっころoomを開設
元年度	幼児教育・保育の無償化実施	10月から市内各施設において無償化実施
	（新）二の坂保育所建設	社会福祉事業団が（新）二の坂保育所を建設

滝川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要(H31.1)

1. 回収数と回収率

調査票の種類	配布数	回収数	回収率
未就学の子ども の保護者用	997票※	446票	44.7%
小学生の保護者用	1,003票	423票	42.2%
合計	2,000票	869票	43.4%

・基本方針および施策の展開

・計画の基本的な考え方

滝川市は平成21年4月に「子育て・子育て環境の充実」のために、滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例（通称：こども未来づくり条例）を制定しています。同条例の前文では「私たち、滝川市民は、こどもが一人前に育つまで見守る責任がある。そのためには、こどもにかかわるそれぞれの主体がお互いに協力し合い、こどもが健やかに成長できるよう支援に努めなければならない。」と謳っています。

この計画は、少子高齢化社会を迎えた現代における子育て・子育て環境づくりのため、地域社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みづくりを構築していくための様々な施策や事業を体系化し、条例の基本理念を尊重しながら、今後5年間で集中的に取り組む行動計画です。

本計画の前進となる滝川市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、滝川市こどもプラン（次世代育成支援後期行動計画）における、国の「行動計画策定指針」の趣旨、計画の内容に関する事項、後期行動計画の振り返り、平成25年12月に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果等を考慮して策定しましたが、本計画の策定においては、基本的な部分は前計画を継承するとともに、前計画に掲げた施策の進捗状況、平成31年1月に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果等を考慮しながら、引き続き「滝川市で子育てしたいと思われる環境づくり」を目指し、以下の施策について取り組みます。

滝川市で 子育てしたいと 思われる環境づくり

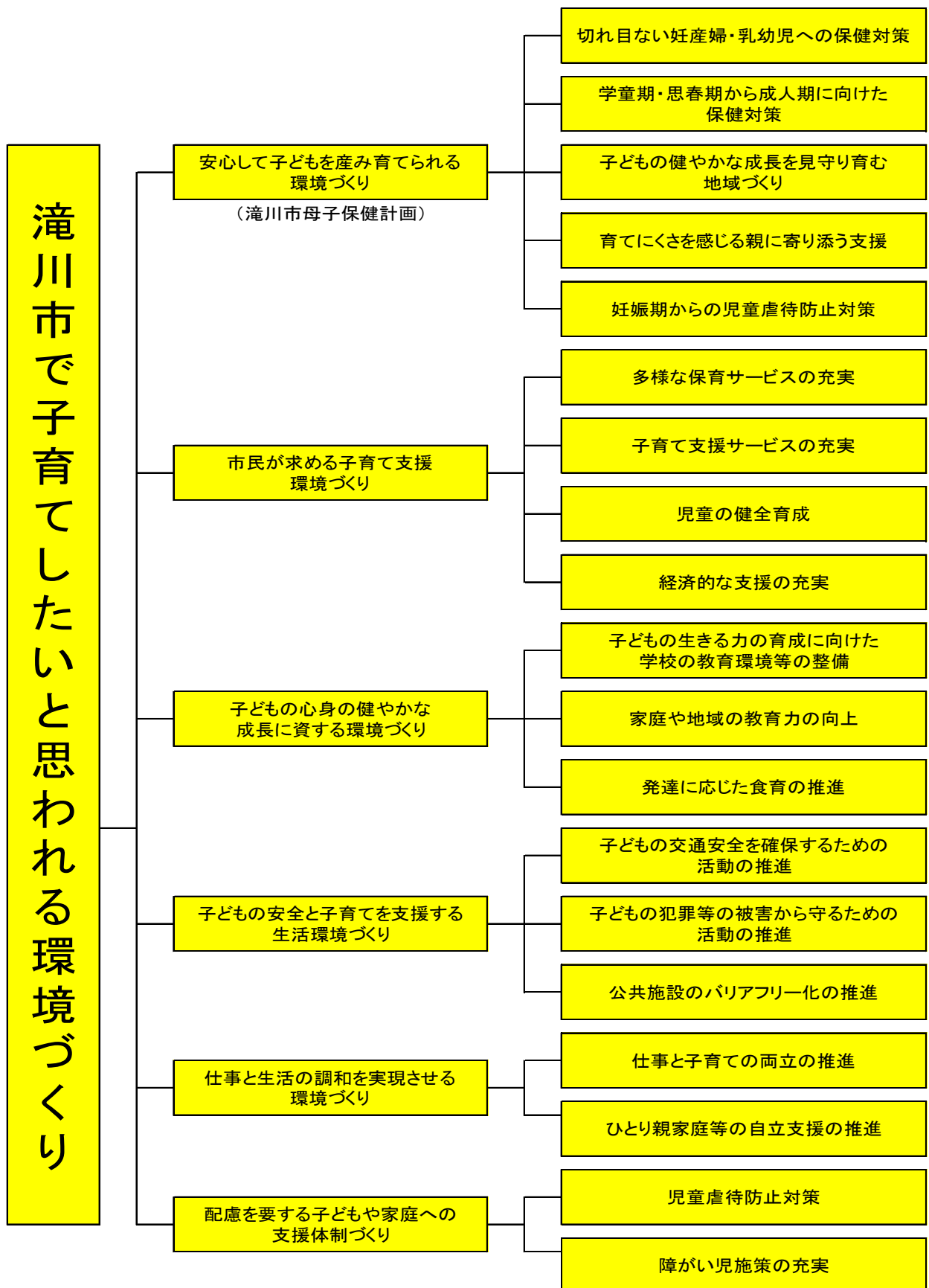


・計画の基本視点

計画推進にあたっての基本的な視点については、施策の連続性並びに整合性の観点からも、基本的に滝川市こどもプランを引き継いだ前計画並びに「こども未来づくり条例」の趣旨を引き継ぎながら、前計画策定時との状況の変化を加味することとし、個別の施策や事業全体に共通する基本的な視点を次のとおりとしています。

・施策体系

この計画を効率的に推進していくため、個別事業や施策ごとの目標を設定し、この計画の進み具合を検証していきます。



1. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

1-(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策		
関連する事業・施策	概要	担当部署
不妊治療費支援事業	・一般不妊治療費及び不育症治療の各費用上限10万円を助成します。	健康づくり課
妊娠届出・母子健康手帳交付時の保健師(助産師・看護師)、栄養士による健康相談の充実	子育て世代包括支援センター事業による母子保健コーディネーター(保健師)が出産育児に向けて、以下のように切れ目のない相談支援を行います。 ・妊婦の状況を的確に把握し、必要な保健指導の開始と妊娠出産に係る各種情報を提供します。 ・妊婦自身が心と身体の変化を理解し適切な行動をとることができるよう支援します。 ・喫煙妊婦又は家族の喫煙による受動喫煙の害について説明し、禁煙支援を行います。 ・妊娠を機に家族全員が心身ともに健やかに生活することができるよう支援します。	健康づくり課
妊婦健康診査費用助成	・妊婦一般健康診査(14回)と超音波検査(6回分)の受診票について交付により、妊婦健診を受けやすい環境をつくり、医師の指示に従って健診を受けるよう勧奨します。 ・健診の結果に応じて必要な保健指導を行います。	健康づくり課
母親学級(たきかわマタニティクラス)の充実	・妊娠中の身体管理や栄養管理等、分娩の経過、母乳育児等、安全な出産に向けて正しい知識、情報の提供を行います。 ・子育てをイメージできるようにプログラムを工夫し、育児不安の軽減、円滑な育児開始を図ります。また赤ちゃん和妊婦のふれあい体験の場を子育て世代包括支援事業として定期開催します。	健康づくり課
妊産婦歯科検診の実施	・歯周病等歯科疾患の予防と早期発見、妊婦自身や子どもの歯科保健意識の向上を図ります。	健康づくり課

【基本目標2】乳幼児期の健やかな発育・発達への支援

関連する事業・施策	概要	担当部署
新生児全数訪問の実施	・保健師、助産師が全新生児の家庭を訪問し、産婦の心身の状況や子どもの成長発育に応じた保健指導と育児に必要な情報提供を行います。また支援の必要な家庭に対し、適切なサービス提供に結び付けます。 ・疾患や異常の早期発見、早期治療について助言し、必要に応じ医療機関との連携を図ります。 ・個々に乳幼児管理票を作成し、妊娠時や出産時の状況から子どもの発育発達の情報を管理し、その後の保健指導に有効に活用します。 ・予防接種の知識の普及と積極的な接種勧奨を行います。	健康づくり課
乳幼児健康診査、健康相談の充実	・疾病や発育発達障害の早期発見に努め、必要に応じ早期治療、療育へ結びつけます。 ・健やかな成長と将来の生活習慣病予防のため、保護者が子育てに必要な力(健康を守る・心を育てる・調理できる・生活リズムを整える・情報の整理選択ができる)を身につけることができるよう支援します。 ・電話や相談室等、定期の健診以外の相談機会も周知、活用し、タイムリーな対応に努めます。 ・支援が必要な子どもについては、継続的な家庭訪問、関係機関への橋渡し等継続的な支援を実施します。	健康づくり課
歯科保健の推進	・正しい食習慣や生活リズム、歯みがき指導により、むし歯予防を推進します。 ・口腔機能の発達について情報提供し、よく噛んで食べる習慣を促進します。	健康づくり課

1-(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

関連する事業・施策	概要	担当部署
学校保健、教育委員会と連携した、各種健康教育	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、教育委員会と連携し、健康に関する正しい知識について児童生徒及び保護者へ普及啓発を継続します。 ・妊婦や子どもを喫煙の害から守るため、小学校、中学校における未成年喫煙防止教育を継続します。また、喫煙の害と関連のある生活習慣病やがん予防の知識普及を図ります。 ・滝川市民の健康課題である高血圧等の生活習慣病を予防するため、小学生向けの減塩教室を依頼に応じて実施します。 ・性に関する正しい知識の普及啓発のため、小中高等学校及びPTA等への性教育授業を依頼に応じて実施します。 ・滝川西高等学校家庭科授業として、乳児ふれあい体験授業「赤ちゃんにキスを」を継続します。 	健康づくり課

1-(3) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

関連する事業・施策	概要	担当部署
妊産婦や子育て家族に対し、地域の理解協力を求めるための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティマークを普及します。 ・母性健康管理指導事項連絡カードの活用など女性労働者が利用できる制度を周知します。 ・こんにちは赤ちゃん訪問の訪問指導員保育講習、ファミリーサポートセンター提供会員養成研修、その他あらゆる機会を通じて、事故防止や子どもの病気についての啓発、妊産婦や子育て世代への理解協力を求めます。 ・子育て支援センターや婦人ボランティア等、関係者との連携を図ります。 	健康づくり課
親同士の自助及び共助の支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「たきかわっこマタニティクラス」において妊婦同士の交流を行い、仲間づくりを支援します。また「もうすぐママサロン」において妊婦産婦の交流も促進します。 ・「赤ちゃん教室すくすくらんど」において母親同士のグループワーク等、仲間づくりを推進します。 	健康づくり課
親子と地域の支援をつなぐ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター保育士と地域の訪問支援員による「こんにちは赤ちゃん訪問事業」へ積極的につなぎます。 ・託児ボランティアとして婦人ボランティアクラブの協力をいただき、赤ちゃん教室を実施します。 ・育児不安や孤立育児等、支援が必要な親子に対し、子育て支援センターや育児サークルの紹介をします。 ・図書館と連携し、たきかわっこマタニティクラスでの絵本の読み聞かせ、4～5か月健康相談、1歳6か月健康診査時のブックスタート、その他乳幼児健診・相談時の図書展示により、読書を通して子どもの心やことばを育む機会とし、併せて図書館の情報を提供します。 ・9～10か月健康相談時に子育て支援センター保育士によるふれあい遊びの提供と併せて子育て支援センターの情報を提供します。 ・転入した乳幼児の保護者向け事業「ようこそ滝川交流会」を定期開催し、転入世帯が孤立することなく滝川市で子育てが楽しめるよう支援します。 	健康づくり課

1-（4）育てにくさを感じる親に寄り添う支援

関連する事業・施策	概要	担当部署
様々な機会をとらえた子どもの発育・発達の問題の早期発見、早期支援	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診、相談において子どもの発育・発達の偏り、疾病などの早期発見、早期支援、対象に応じた個別支援を行い、必要に応じ医療機関、療育機関との連携を図ります。 ・健診事後教室「わくわくプレールーム」においてフォロー、定期的な経過観察を行い、保護者の気持ちを確認しながら必要な支援につなげます。 	健康づくり課
様々な機会をとらえた、親の育てにくさに気づき、要因に寄り添う支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時の問診相談を通じ、支援が必要な妊婦の発見に努めます。 ・新生児訪問、乳幼児健康診査や相談において、親の発信する育てにくさのサインをキャッチし、子どもの発達を正しく見極めた上で適切な支援につなげます。 ・養育支援連絡システムにより、医療機関とタイムリーな情報交換、早期支援開始に努めます。 ・親への支援プログラム「前向き子育てプログラム(ポジティブペアレンティングプログラム＝通称:トリプルP)」を活用し、子どもへの関わり方について具体的な助言を行い、保護者とともにお子さんの成長を見守ります。 ・子育て講演会、子育て講座等の機会を活用し、前向き子育てプログラム(トリプルP)を普及します。 	健康づくり課

1-（5）妊娠期からの児童虐待防止対策

関連する事業・施策	概要	担当部署
特定妊婦に対する妊娠期からの継続的な支援体制の構築と関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健コーディネーター(保健師)が妊娠届出時等に妊娠期の面接を行い、妊婦一人ひとりの心身の状況や家庭環境、社会的状況について把握し、特定妊婦については地区担当保健師と継続的な支援を開始します。 ・妊娠届出の遅い妊婦や健診未受診妊婦に対し、受診勧奨等必要な支援を行います。 ・養育支援連絡システムにより医療機関との情報連携を行います。 	健康づくり課
産後の母親のメンタル支援	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児の家庭訪問にて、問診票(子育てアンケート・エジンバラ産後うつ質問票・赤ちゃんへの気持ち質問票)を活用により、産後の母親のメンタルヘルスの問題に対し早期に必要な支援を行います。 ・保護者の気持ちに寄り添い、適切な情報提供や保健指導により育児不安の解消を図ります。 	健康づくり課
児童虐待の発生予防と早期支援	<ul style="list-style-type: none"> ・産後うつや乳幼児揺さぶられ症候群及び児童虐待への啓発を図ります。 ・子どもへの愛着が阻害されるような要因をアセスメントし、産科医療機関や子育て関係機関と連携しながら、愛着形成が促進されるよう支援します。 ・予防接種未接種、むし歯の放置等、健診相談で得られるあらゆる情報から、養育状況について心配される家庭の発見に努め支援を開始します。 ・乳幼児健診相談未受診者の受診勧奨、状況把握に努めます。 ・状況把握が困難な家庭あるいは虐待が疑われる家庭については、要保護児童等対策連絡協議会と連携します。 	健康づくり課

2. 市民が求める子育て支援環境づくり

2-(1) 多様な保育サービスの充実

関連する事業・施策	概要	担当部署
延長保育	通常保育の時間を延長して児童を預かる保育事業。 ※4保育所で継続中:私立幼稚園においても預かり保育として実施中	子育て応援課
一時預かり保育	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を一時的に預かる保育事業。(2保育所で継続中)	子育て応援課
病後児保育	市内の保育所に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育を受けることが困難な期間、対象となる児童を一時的に預かる保育事業。(H28～新十津川保育所広域受入)	子育て応援課
産休明け保育	生後6週目から児童を預かる保育事業。	子育て応援課
夜間保育	夜間10時位まで実施する保育事業。※未実施:要否を検討協議	子育て応援課
休日保育	利用者の要望を受け、年始休業中の1/4、5に実施中	子育て応援課
保育所保育料の減額	国で定める基準額の減額を継続 ※一部無償化	子育て応援課
民間保育所の運営	社会福祉法人滝川市社会福祉事業団による保育所の運営	子育て応援課

2-(2) 地域における子育て支援サービスの充実

関連する事業・施策	概要	担当部署
ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(提供会員)が会員となり、地域の中で助け合う会員組織。	子育て応援課
地域子育て支援センター事業	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施。 ※拠点の集約化を検討	子育て応援課
こども広場事業	児童館として利用していない午前中に子育て中の親子に解放し、仲間づくりや遊びの場として提供を実施。	子育て応援課
世代間交流の推進	就学児童、中高生、高齢者等が乳幼児と交流することで、他者への関心や共感能力を高め、赤ちゃんへの愛着の感情を醸成するとともに、将来の子育ての予備的な体験とする。	子育て応援課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行う。	健康づくり課 子育て応援課
養育支援訪問事業	上記全戸訪問事業により、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。	健康づくり課
赤ちゃんのほっとステーションの普及拡大	オムツ交換台や授乳スペースの設置に係る普及啓発を進め、利用可能箇所の拡大を図る。(イオン滝川店・保健センターを登録済)	子育て応援課
トリプルP講演会の実施	トリプルP(前向き子育てプログラム)講演会を実施。	健康づくり課 子育て応援課
子育て世代包括支援センター事業(利用者支援事業)	母子保健に関する相談に対応するため、妊娠期から子育て期に亘るまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センター事業を実施する。	健康づくり課 子育て応援課
【新規】市町村こども家庭総合支援拠点の開設	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談や訪問により、総合的かつ継続的に支援する、市町村こども家庭総合支援拠点の開設に向け取り組む。	子育て応援課

2-（3）児童の健全育成（子どもの居場所づくり）

関連する事業・施策	概要	担当部署
放課後児童クラブ事業 (たきかわ学童クラブ)	昼間、就労等の理由で留守家庭となる小学校の低学年児童に生活の場を提供するもの。 ※大幅な定員超過が続いている施設について、利用者の振り分け等を検討。	子育て応援課
放課後子ども教室事業	退職者や高齢者等が地域における子育ての担い手として活躍できるよう支援するとともに、地域の方々にボランティアとして参画いただき、子どもの安全管理面に配慮した、様々な放課後活動を実施する。 ※利用状況により運営方式の見直しを検討	子育て応援課
児童館事業	児童館において児童に健全な遊びを提供する。 ※利用状況により運営方式の見直しを検討	子育て応援課
【新規】絆づくり成果交流会の開催	小・中学生がいじめをテーマに話し合うことで、いじめ根絶・仲間づくりの意識の醸成を図る。	教育総務課

2-（4）経済的な支援の充実

関連する事業・施策	概要	担当部署
児童手当	中学校修了前の子どもの養育者に対し、手当を支給する。	子育て応援課
保育料の軽減	国が定める基準から約10%を減額し、子育て世帯の経済負担の軽減を図る(※R元.10～一部無償化)。	子育て応援課
要保護及び準要保護児童生徒の就学援助	要保護及び準要保護児童生徒の保護者に対し、学用品費等を援助する。	教育委員会
住み替え支援制度	18歳以下の子供が同居する世帯で、中空知住み替え支援協議会が斡旋する戸建て賃借住宅に転居する場合に補助します。	建築住宅課
【新規】子ども医療費の助成	体力的に病気にかかりやすい年齢の子どもが、等しく心身ともに健やかに成長できるよう、新たに非課税世帯の小学生の通院に対する助成を実施。	保険医療課
【新規】子育て支援住宅の整備	公営住宅の建替えに伴い、既存の公営住宅の一部を民間に譲渡し子育て世帯向け住宅に改修し、運営してもらう。18歳以下の子育て世帯に家賃の一部を補助し、民間事業者と連携した低廉な家賃の住宅供給を図る。	建築住宅課
妊婦一般健康診査費用の助成	【再掲】	
不妊治療費支援事業	【再掲】	

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくり

3-（1）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

関連する事業・施策	概要	担当部署
少人数学級実践事業	子ども一人ひとりに応じた、きめ細やかな指導と見守りを充実するため、市独自に小学3・4年生で実施	教育総務課
幼児教育と小学校教育の連携	「市内幼稚園・保育所・小学校連携推進研修会」や「小学校入学に係る引継ぎ会」などの情報交換会を開催し、小学校への円滑な接続を図る。	教育総務課
学校サポート事業	学習指導・生徒指導を充実させるために、「学びサポーター」を全校に配置する。	教育総務課

確かな学力の育成	児童生徒一人ひとりに「確かな学力」を育成するため、少人数学級や少人数指導の充実を図るとともに、放課後学習と家庭学習を通じて学習習慣の定着を図る。	教育総務課
道徳教育の充実	滝川市道徳教育推進事業により、児童生徒に豊かな心を育む道徳の授業を中心に指導の充実を図る。	教育総務課
適応指導教室の運営	不登校児童生徒を対象とした適応指導教室(ふれあいルーム)を、各学校や家庭・関係機関等と連携を図りながら運営し、早期の学校復帰に向けた支援を行う。	教育総務課
スクールカウンセラーの全校配置	市立学校の教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを全校に配置する。	教育総務課
ICT環境の整備	各学校に整備したタブレット型パソコンや電子黒板、実物投影機を活用した分かりやすい授業により学習効果を高める。	学校運営課
【新規】 自学自習システム eラーニングの実施	英検受験前の自分の英語力を確認するとともに、資格取得への意欲化を図る。	教育総務課
【新規】絆づくり成果交流会の開催	【再掲】	

3-(2) 家庭や地域の教育力の向上		
関連する事業・施策	概要	担当部署
ブックスタート事業	読書活動のきっかけや親子のふれあいを支援するため、赤ちゃんの成長にあわせて2回絵本を贈る。	図書館
家庭教育支援事業	子どもの基本的な生活習慣、倫理観、マナーの定着など、家庭教育支援を推進する。	社会教育課
学校支援地域本部事業	学校が必要とする活動について地域の方々をボランティアとして派遣し、地域の教育力の下、学校を支援する。	教育総務課
青少年健全育成事業	地区育成会が中心となり、市との協働により交流体験や自然体験など、多様な体験活動の取り組みを通して児童の健全育成を推進する。	社会教育課
有害環境対策の推進	青少年の携帯電話へのフィルタリング徹底など有害環境対策に取り組む。	社会教育課
コミュニティスクール	学校が地域住民や保護者と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む。	教育総務課
キャリア教育	望ましい職業観・勤労観を育むとともに、将来の地元定着の一助となるよう、ふるさとで生きることへの児童生徒の思いを深め、豊かな人間性、社会性を育成する。	教育総務課

3-(3) 発達に応じた「食育の推進」		
関連する事業・施策	概要	担当部署
エプロンシアター	保育所等において、視覚を通じた食への興味、食べ物の働きや仕組みを知ってもらう。	子育て応援課
地産地消の交流給食	地元の生産者を招き農産物の学習や一緒に給食を食べるなど交流給食を通じて、地場産物の流通経路や生産過程を理解する。	子育て応援課 学校運営課
農業収穫体験	農業体験を通し、食作りの尊さを知り、生産者と交流することで、食べ物に対する感謝の気持ちを持つとともに、栽培・収穫を行い給食やおやつ時間に食すことで食について考える機会を提供する。	健康づくり課 子育て応援課

【新規】 カミカミ給食	子どもの時からしっかり噛んで食べる食習慣を身に付けることや噛むことの大切さを教え、育てることを目標に実施する。	健康づくり課 子育て応援課 学校運営課
【新規】 和食の日給食	給食に和食を提供することで、和食を食べる食習慣を身に付け、和食の良さを見直し、考える日にする。	健康づくり課 子育て応援課 学校運営課
【新規】 学童クラブ減塩教室	元気な体づくりに必要な生活習慣と合わせて減塩について知る機会とする。	健康づくり課 子育て応援課
【新規】 高校生への食育教室	「赤ちゃんにキスを」事業の際に、お粥の食べ比べや思春期の適切な食習慣形成のための学習。	健康づくり課

4. 子どもの安全と子育てを支援する生活環境づくり

4-(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進		
関連する事業・施策	概要	担当部署
交通安全教育の推進	保育所・幼稚園・小学校を中心に、交通安全に関する教室を開催する。	くらし支援課
交通安全実践教育の推進	交通公園、学校等周辺においてダミー実験、歩行・自転車訓練等の実践的な交通安全教育を推進する。	くらし支援課
保護者等への交通安全指導講習会等の開催	母親その他の保護者等に対して交通安全指導のための講習会等を開催する。	くらし支援課
【新規】活動時の交通安全の確保	保育所・幼稚園において遠足など多人数での活動に際し、交通安全推進員等を配置し、交通安全を確保する。	くらし支援課

4-(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進		
関連する事業・施策	概要	担当部署
不審者情報等の関係団体等への提供による見守り	不審者情報等を入手した際における滝川市安全・安心ネットワーク会議構成団体や周辺町内会に対する迅速な情報提供を行う。	くらし支援課
児童の登下校時の見守り	児童が安全に登下校できるよう、地域住民による声掛けや青色回転灯パトロール等を実施する。	くらし支援課
	児童の登下校時間や不審者情報をお知らせする「児童見守りシステム」の普及を推進する。	学校運営課
【新規】年2回のいじめ実態調査	いじめの未然防止や児童生徒の問題行動の把握と早期発見・早期対応を図る。	教育総務課

4-(3) 公共施設のバリアフリー化の推進		
関連する事業・施策	概要	担当部署
子どもの遊び場の確保(公園、水辺、森林)	都市公園においては、子ども達が生き生きとした遊びや活動する場を提供する。また水辺や森林などを生かし、子ども達が身近な自然に親しみ、安心かつ安全に遊べるような環境整備を推進する。	土木課 都市計画課
公共施設等の段差解消等のバリアフリー化の推進	公共施設の新設や改築の際に、段差の解消や子育て世帯にもやさしいトイレの整備を推進する。	建築住宅課
公園遊具の安全点検	遊具の安全対策を実施するなかで、子ども達が安心して遊べるように、事故の予防措置と遊具の保全的措置を講じ適切な維持管理に	土木課

	努める。	
子育て世帯向け住み替え支援制度	18歳以下の子供が同居する世帯が、中空知住み替え支援協議会の斡旋する戸建て賃借住宅に転居する場合に家賃補助を行う。	建築住宅課
【新規】子どもの遊び場の確保	アンケートでも大変ニーズの高かった、冬期間や雨天時にも安心して遊べる屋内遊園施設の設置を検討する。	子育て応援課
赤ちゃんのほっとステーションの普及拡大	【再掲】	

5. 仕事と生活の調和を実現させる環境づくり

5-（1）仕事と子育ての両立の推進

関連する事業・施策	概要	担当部署
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れるよう、職場優先の意識を変え、働き方や性別に基づく固定的な役割分担意識の見直しを進めるため、講演会等事業の支援や啓発活動を推進する。	くらし支援課
企業の子育て支援（どさんこ子育て特典制度等）	小学生までの子どもがいる世帯が買い物や施設などを利用する際に、認証カードを提示することで、商店や施設などの好意によって様々な特典が受けられることができる制度。	子育て応援課
保育所事業	【再掲】	
ファミリーサポートセンター事業	【再掲】	
放課後児童クラブ事業（たきかわ学童クラブ）	【再掲】	

5-（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進

関連する事業・施策	概要	担当部署
児童扶養手当の支給	離婚などにより18歳未満の児童を養育しているひとり親、または養育者に支給される。	子育て応援課
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等医療費受給者証を、健康保険証とともに医療機関に提示することにより、医療費の助成を受けられることができる制度。	保険医療課
母子・父子自立支援事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に向けて支援を行う、各種給付事業等の総合窓口を設置（自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費、母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業、母子・父子自立支援プログラム）。	子育て応援課
各種減免制度	母子世帯等への、各種減免制度を充実（保育所保育料、放課後児童クラブ利用料、上下水道料、ゴミ処理手数料 等）。	子育て応援課ほか

6. 配慮を要する子どもや家庭への支援体制づくり

6-（1）児童虐待防止対策

関連する事業・施策	概要	担当部署
家庭児童相談室	児童虐待に関する通報の窓口であるとともに、子どもと子育て家庭の悩みごとについてのあらゆる相談を受け、必要に応じて児童相談所等関係機関と連携して対応（※組織名称再検討）	子育て応援課

児童の保護	虐待等により子どもの安全が確保できないと判断される場合は、関係機関と連携し、一時保護を行う。	子育て応援課
家庭内暴力(DV)への対応	DVのあった家庭に子どもがいる場合も、子どもへの虐待と考えられるため、適切な対応を行う。	子育て応援課
要保護児童等対策連絡協議会による情報共有	児童虐待に関する情報が切れ目なく引き継がれるよう、関係機関との情報共有に努める。	子育て応援課
こども家庭支援員の研修	児童虐待に対応するこども家庭支援員の資質向上のため、研修を受講する。	子育て応援課
虐待防止の啓発活動	毎年11月の児童虐待防止月間に合わせ、関係機関へオレンジリボンを配布するなど啓発を図る。	子育て応援課
乳児家庭全戸訪問事業	【再掲】	
子育て世代包括支援センター事業(利用者支援事業)	【再掲】	
【新規】市町村こども家庭総合支援拠点の開設	【再掲】	

6-(2) 障がい児施策の充実		
関連する事業・施策	概要	担当部署
特別支援教育の推進	障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行うために、特別支援学級支援員を配置するなど、保護者や関係機関等との連携を図り、個別の教育支援計画を作成し、特別支援教育の充実を図る。	教育総務課
発達相談(早期発見・早期療育)	保健センターの乳幼児健診時に発達障害の早期発見に努め、こども発達支援センターの発達相談、早期療育に結び付ける。	健康づくり課
早期療育体制の整備	基幹相談支援センターや市内の指定障がい児相談支援事業者による相談支援体制の強化。	福祉課
発達相談体制の強化	こども発達支援センターを中心とした、関係機関との連携強化、専門職員の資質向上に努める。こども発達支援推進協議会による研修会、情報交換会等の実施。	子育て応援課
障がい児保育の充実	保育を要する障がいのある児童を保育所に入所させ、健常児とともに統合保育することにより、成長発達を促進する。	子育て応援課
放課後児童クラブでの障がい児受入れ	市内6か所で実施している放課後児童クラブ(学童クラブ)において、障がい児を適宜受け入れる。	子育て応援課
各種手当の支給	特別児童扶養手当や障害児福祉手当等、障がいのある子どもがいる家庭への経済的支援。	福祉課

主要事業の目標事業量

1. 教育・保育提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

⇒ 滝川市においては、「市全域」を教育・保育提供区域として設定することとします。

2. 教育・保育の提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」に関し、ニーズ調査の結果をもとに、滝川市に居住する子どもの「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」と「今後の利用希望」を踏まえ、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び確保方策」を設定しました。

①年齢の設定

年齢は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業		算出対象 児童年齢
1号認定	幼稚園（認定こども園）	3～5歳
2号認定教育	幼稚園 ※保育を必要とする事由に該当し、教育を希望	3～5歳
2号認定その他	保育所（認定こども園）※保育を必要とする事由に該当し、保育を希望	3～5歳
3号認定	保育所（認定こども園・地域型保育事業）	0～2歳

②量の見込みと確保方策

【令和2年度】

	量の見込み				確保方策										
	1号認定	2号・3号認定				特定教育・保育施設			確認を 受けない 幼稚園	幼稚園及び預かり保育		企業主 導型地 域枠	認可外 保育施 設		
		教育ニーズ	その他			1号認定	2・3号	1号認定		2・3号					
3～5歳	248	444	191	253	692	411	178	233	70	191	191	0	0	20	
1～2歳	/	190	/	190	190	180	/	180	/	/	/	/	0	10	
0歳	/	67	/	67	67	62	/	62	/	/	/	/	0	5	
	248	701	191	510	949	653	178	475	70	191	191	0	0	35	

【令和3年度】

	量の見込み				確保方策									
	1号認定	2号・3号認定				特定教育・保育施設			確認を受けない幼稚園	幼稚園及び預かり保育			企業主導型地域枠	認可外保育施設
		教育コース	その他			1号認定	2・3号	1号認定		2・3号				
3～5歳	248	444	191	253	692	481	248	233	0	191	191	0	0	20
1～2歳	/	182	/	182	182	172	/	172	/	/	/	/	0	10
0歳	/	65	/	65	65	60	/	60	/	/	/	/	0	5
	248	691	191	500	939	713	248	465	0	191	191	0	0	35

【令和4年度】

	量の見込み				確保方策									
	1号認定	2号・3号認定				特定教育・保育施設			確認を受けない幼稚園	幼稚園及び預かり保育			企業主導型地域枠	認可外保育施設
		教育コース	その他			1号認定	2・3号	1号認定		2・3号				
3～5歳	236	425	184	241	661	457	236	221	0	184	184	0	0	20
1～2歳	/	184	/	184	184	174	/	174	/	/	/	/	0	10
0歳	/	63	/	63	63	58	/	58	/	/	/	/	0	5
	236	672	184	488	908	689	236	453	0	184	184	0	0	35

【令和5年度】

	量の見込み				確保方策									
	1号認定	2号・3号認定				特定教育・保育施設			確認を受けない幼稚園	幼稚園及び預かり保育			企業主導型地域枠	認可外保育施設
		教育コース	その他			1号認定	2・3号	1号認定		2・3号				
3～5歳	231	413	178	235	644	446	231	215	0	178	178	0	0	20
1～2歳	/	179	/	179	179	169	/	169	/	/	/	/	0	10
0歳	/	62	/	62	62	57	/	57	/	/	/	/	0	5
	231	654	178	476	885	672	231	441	0	178	178	0	0	35

【令和6年度】

	量の見込み				確保方策									
	1号認定	2号認定				特定教育・保育施設			確認を受けない幼稚園	幼稚園及び預かり保育			企業主導型地域枠	認可外保育施設
		教育コース	その他			1号認定	2・3号	1号認定		2・3号				
3～5歳	221	397	171	226	618	427	221	206	0	171	171	0	0	20
1～2歳	/	173	/	173	173	163	/	163	/	/	/	/	0	10
0歳	/	59	/	59	59	54	/	54	/	/	/	/	0	5
	221	629	171	458	850	644	221	423	0	171	171	0	0	35

※令和元年12月に、新十津川幼稚園が令和2年度からの新制度移行を決定しましたので、令和2年度の確保方策において「確認を受けない幼稚園」として計上しているのは、滝川白樺幼稚園のみです。

※令和3年度以降の確保方策において、滝川白樺幼稚園も新制度へ移行する見込みとして計上しています。

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

前計画策定時点では、認定こども園を含む、新たな施設の設置は検討されていませんでしたが、量の見込みと確保方策の関係性において、施設の老朽化が著しかった二の坂保育所の扱いが課題となりました。最終的に、公立施設を新たに設置するよりも、民間が新たに保育所を設置する際の補助メニューが充実していることもあり、すでに保育所運営に十分な実績を持つ社会福祉法人滝川市社会福祉事業団に運営を打診、市議会でもご賛同いただくことにより、新たな施設の設置が決まり、令和2年4月1日から、(新)二の坂保育所として運営される見込みとなりました。

量の見込みにおいては、保育ニーズの増加に伴い、いずれの認定区分においても、ギリギリの状況が見込まれますが、施設の状態（老朽化・耐震性）や地域性、スムーズな就学移行を考慮しながら、適切な提供量の確保及び利用調整に努めます。

また、児童数の急変等により、提供量が不足する見込みとなった場合には、地域型保育事業の活用等を検討する等、必要量の確保に努めます。

なお、市内私立幼稚園については、本計画策定段階において、滝川幼稚園は令和2年度に特定教育施設（新制度により運営する幼稚園）への移行を予定しており、滝川白樺幼稚園についても、令和3年度から新制度により運営する幼稚園への移行を見込んでいます。

(3) 教育・保育の推進に関する体制の確保

前計画策定時点では、市内の保育所に関する窓口は子育て応援課が担当し、幼稚園利用に関する窓口は学校教育課が担当していたことから、相互の連携を図りながら利用者の対応、情報提供に努めてきましたが、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施されたため、事務効率化の観点から、新制度に移行していない幼稚園を含め、認定手続き、申請手続きに係る担当窓口は、子育て応援課が担当することとします（予定）。

なお、幼稚園における教育内容等については、引き続き教育委員会の担当となることから、十分に連携しながら対応することとします。

(4) 教育・保育の質の向上

幼児期における教育、保育から小学校教育への円滑な接続を図るため、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた「幼保小連携」の強化が緊要な課題となっています。

そのため、幼稚園・保育所と小学校の教職員並びに関係職員が幼児・児童の発達段階を踏まえた教育内容や指導方法の違いと共通点について理解を深めることで、幼児期の教育の成果が小学校へつながるようにすることが大切です。

このことから、異校種間の授業参観や協議を通して、幼稚園・保育所と小学校の各段階で取り組むべき課題を明らかにし、相互の教育実践のより一層の充実を図ることを目的として「市内幼稚園・保育所・小学校連携推進研修会」を引き続き開催することとします。

(5) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園や保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を実施します。

とくに、出産後、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）に保育所等の利用を希望する保護者については、育児休業満了時から円滑に利用できるよう環境整備に努めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策

1 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

(単位：箇所)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
確保量	4	4	4	4	4

◆実施方針◆

保健センターにおいて、子育て支援コーディネーター（保育士）を核として、子育て応援課と健康づくり課が協力し、子育て世代包括支援センター事業・利用者支援事業の【基本型】として実施中です。

(①花月地域子育て支援センター、②一の坂地域子育て支援センター、③子育て応援課、④子育て世代包括支援センター事業 ⇒ 市町村子ども家庭総合支援拠点へ)

2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

(単位：人日)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	387	371	370	360	346
確保量（箇所数）	2	2	2	2	2

◆実施方針◆

現在、市内2カ所（花月地域子育て支援センター、一の坂地域子育て支援センター）で開設しており、現状の体制を基本にしつつも、利用者数が減少傾向にあることから、効率的な運営に向け検討することとします。

3 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量（人数）	234	228	219	213	206
見込量（回数）	3,276	3,192	3,066	2,982	2,884
確保量（人日）	3,920	3,640	3,640	3,640	3,640

◆実施方針◆

妊娠中の健康管理とすこやかな赤ちゃんの出産のために、原則、一人14回分の妊婦健康診査の費用を助成します。

4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

(単位：人)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	234	228	219	213	206
確保量	250	250	250	250	250

◆実施方針◆

現在実施している保健師、子育て支援センター職員及び支援員による訪問を継続するほか、支援員等に対する研修の実施につき検討します。

5 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

(単位：人)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	24	23	22	22	21
確保量	25	25	25	25	25

◆実施方針◆

現在実施している保健師による対応を継続して実施します。また、複数回の訪問となるケースがあるため、訪問回数は見込量を超えることとなります。

6 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

(単位：人日)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	0	0	0	0	0
確保量	0	0	0	0	0

◆実施方針◆

現状においては、対象となる施設、ニーズがないものと判断し、民間に委ねることとします。

7 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

(単位：人日)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	600	600	600	600	600
確保量	600	600	600	600	600

◆実施方針◆

現在実施している1か所で実施します。引き続き、援助活動の担い手となる提供会員に関し、人材確保と研修を通じた質の向上を図ります。

8 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(保育所)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	4,335	4,248	4,142	4,023	3,876
確保量	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200

(幼稚園)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量(1号認定)	355	355	599	583	560
〃(2号認定)	47,888	47,994	46,005	44,487	42,759
確保量(延べ人数)	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500

◆実施方針◆

2か所の保育所と各幼稚園で実施することとなりますが、ニーズ調査による見込み量は確保できる見込みとなっていません。利用の状況を注視しながら、対応を検討することとします。

9 時間外(延長)保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

(単位：人日)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	184	181	177	172	165
確保量	400	400	400	400	400

◆実施方針◆

利用者の意向に基づき、現在実施している保育所において引き続き実施することとします。

10 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

(単位：人日)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	265	262	254	247	237
確保量	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180

◆実施方針◆

現在滝川中央保育所において実施している、病後児保育事業を引き続き実施します。また、引き続き新十津川保育所を利用対象者に加えるとともに、利用者拡大に向け課題整理を行います。

11 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

(単位：人)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	343	326	313	299	295
確保量	300	300	300	300	300

◆実施方針◆

放課後児童クラブ事業については、現定員を超える利用希望が見込まれており、また、特定のクラブでは、定員の倍ほどの利用希望が集まります。市では、基本的に現状の6か所の体制を確保しながら、利用希望を満たせるよう努めるとともに、利用施設の割り振り等について検討します。

また、現在4か所で運営している放課後子ども教室については、各施設の利用状況を踏まえながら、施設の集約について検討します。

なお、放課後児童クラブ事業において、各児童クラブにおける一つの支援の単位の定員については、国が示す40名に近づけるよう努めるとともに、「放課後子ども総合プラン」で示された一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、運営委員会を設置するとともに、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子ども教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努め、小学校の空き教室の利用など学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行うこととします。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

◆実施方針◆

新制度へ移行していない幼稚園児のうち、低所得世帯及び第3子に係る副食費について、本事業を利用し、助成を行うこととします。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

◆実施方針◆

国、近隣地域の動向を見ながら、必要に応じて実施に向けて検討することとします。